

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書

討論要旨 勝股修二議員

本意見書案の要望事項のうち、要望事項1の証拠開示の制度化や要望事項3の手續規定の明文化については、本年2月の法制審議会答申要綱において、既に具体的な法整備の方針が示されています。具体的には、裁判所による証拠提出命令や証拠一覧表の提示命令の創設、さらには再審請求審における審判開始決定後の事実取調べ手續の整備などが盛り込まれており、長年の課題であった制度の不備は、法改正によって直接的に解消される見通しです。

一方で、要望事項2の検察官による抗告の禁止については、部会における全18回の審議の中で最も激しく意見が対立し、最後まで合意に至らなかった極めて複雑な論点です。これを受け、答申では、制度そのものの廃止ではなく、附帯事項という形で運用上の厳格な配慮を求めています。すなわち、検察官に対し、もとより結論ありきではなく、慎重かつ十分な検討を確実に行った上で、適切な対応がなされることを強く望むとしており、司法の正確性と救済の迅速化を両立させるための実務的な指針が示されたものです。

さらに答申案では、実務上の課題を直視し、抗告にかかわらず、刑の執行停止や死刑確定者の拘置の停止を明文化することや、抗告期限が3日しかなかったことで、十分な論点整理をせず抗告せざるを得なかった問題に対して、抗告期限を14日に延長するなどの、より現実的な解決策を提案をしています。

このように、専門家による議論を経て、法整備になじむ事項と慎重な運用によって対応すべき事項とを峻別した結論が出されている現段階において、本市議会が、一方の極論である禁止を軽々に求めることは、法制審議会の積み上げた緻密な議論を軽視するものと言わざるを得ません。

また、要望事項4の証拠の保管及び保存のルールを定めることについても、法制審議会は附帯事項において、警察・検察に対し、事案に応じた適切な保管や管理の徹底を求めています。これらは、一律のルール化が困難な実務上の多様性に配慮しつつ、実効性を高めるための現実的な解決策です。

以上のとおり、本意見書案は、既に法改正の道筋がついた事項と慎重な運用が求められている高度な法的論点を混同し、一律の要望として掲げている点において、現在の国の動向や専門的な知見に照らし、適切さを欠いており、専門家の英知が結集された答申の成果を事実上無視するものであると言わざるを得ません。よって、本案については否決されるべきものとし、私の反対討論を終わります。